

因明正理門論研究 [七]

桂 紹 隆

- 10.14. 若因至不至 三時非愛言
至非至無因 是名似因闕。¹⁾ <K. 24>

「若因至不至三時非愛言至非至無因」者、於至非至作非愛言、若能立因至所立宗而成立者、無差別故、應非所立。²⁾如池海水相合無異。又若不成、應非相至。所立若成、此是誰因。若能立因不至所立、不至非因無差別故、應不成因。是名為「至非至相似」。³⁾

又於三時作非愛言、若能立因在所立前、未有所立、此是誰因。若言在後、所立已成、復何須因。若俱時者、因與有因皆不成就、如牛兩角。如是名為「無因相似」。⁴⁾

- 1) ÷ PS VI.3 : phrad dang ma phrad dus gsum la 'ang // gtan tshigs mi 'dod rjod byed pa // de dag phrad ma phrad gtan tshigs // brjod pa gtan tshigs ma tshang mtshungs // Tucci [4] fn. 117 ; 北川 [14] fn. 650.
- 2) テキストの「所立」は「能立」の誤りであろう。
- 3) Cf. PSV 170a⁴⁻⁶ : gal te gtan tshigs phrad nas bsgrub bya sgrub par byed pa yin na / chu bo rgya mtsho phrad pa 'i chu la khyad par med pa bzhin du bsgrub bya dang khyad par med par 'gyur ro // ma grub pa dang phrad pa med pa 'i bsgrub bya grub pa la yin na 'di gang gi gtan tshigs yin / ci ste ma phrad pa yin na ma phrad pa ni gtan tshigs ma yin pa rnam dang khyad par med pas sgrub byed ma yin no zhes bya ba 'di ni phrad pa dang ma phrad pa mtshungs pa yin no // 北川 [14] fn. 654.
- 4) Cf. PSV 170a⁶⁻⁸ : dus gsum la yang mi 'dod pa brjod pa yin te gal te gtan tshigs 'di bsgrub bya las sngar yin na bsgrub bya med pa la gang gi gtan tshigs yin / ci ste phyis yin na grub pa 'i phyr gtan tshigs ma yin no // ci ste cig car yin na ba lang gi rva bzhin du gtan tshigs dang gtan tshigs ldan pa 'i dngos po mi 'grub po zhes bya ba 'di ni gtan tshigs ma yin par mtshungs pa 'o // 北川 [14] fn. 662.

〔和訳〕 証因は〔その対象に〕到達するにせよ、到達しないにせよ、あるいは、〔過現未の〕三時に関して、好ましくない結果を生むと述べるのが、〈至・非至相似〉ないし〈無因相似〉と呼ばれ、〈証因支の欠如〔という批判〕に似て非なるもの〉である。〈K. 24〉

「証因は〔その対象に〕到達するにせよ、到達しないにせよ、あるいは、〔過現未の〕三時に関して、好ましくない結果を生むと述べるのが、〈至・非至相似〉ないし〈無因相似〉と呼ばれる」といううち、到達するにせよ、到達しないにせよ、好ましくない結果を生むと述べるのは、次のような場合である。

「(1)もし立証する証因 (hetu) が立証されるべき基体 (pakṣa) に到達してはじめて、〔後者を〕立証するのであれば、〔立証されるべきものと〕区別がなくなるから、〔証因は〕立証するものではありえない。例えば、〔河から流れ出した〕池〔の水〕と海の水が互いに区別出来ないように。又、もし〔立証されるべきものが〕まだ確立していなければ、〔証因がそこに〕到達することは出来ない。〔しかし〕立証されるべきものが既に確立しているのであれば、〔目下の証因は〕一体何のための証因であろうか。(2)他方、立証する証因が立証されるべきものに到達しないとすれば、到達しないようなものは、証因でないものと区別がないから、証因ではありえない。」

このような〔論難〕を〈至・非至相似〉と呼ぶ。

〔過現未の〕三時に関して、好ましくない結果を生むと述べるのは、次のような場合である。

「(1)もし立証する証因が立証されるべきものより前に存在するなら、立証されるべきものが存在しないのに、〔目下の証因は〕一体何のための証因であろうか。(2)もし〔立証する証因が立証されるべきものより〕後に存在するというなら、立証されるべきものが既に確立しているのにどうして証因を必要としようか。(3)もし〔両者が〕同時に存在するなら、証因もその対象 (有因) も共に確立しないであろう。例えば、牛の二つの角のように。」

このような〔論難〕を〈非因相似〉と呼ぶ。

〔注記〕 〈至・非至相似〉 〈非因相似〉は、それぞれ『方便心論』の〈到不到相応〉と〈時同相応〉に相当し、ナーガールジュナが好んで用いた Dilemma ないし Trilemma による帰謬論法である。『廻諍論』や『ヴァイダリヤ論』に見られる実際の議論へのレファレンスを含む丁寧な解説は、前稿でも触れた『講座大乘仏教 9 認識論と倫理学』所収の梶山論文 (pp.35-38) を参照されたい。

NS 5. 1. 7-8 および 5. 1. 18-20 さらに『如実論』 (大正1633 pp.31c-32 a) にパラレルが見出される。後者は hetu に二種有り、今の場合は、因果関係における原因ではなく、論理的に〈不可離の関係〉を明らかにする証因 (顕不相離因 大正p.31c¹⁴) であることを指摘している。

10.15. 此中如前次第異者、由俱説名似因闕故。所以者何、非理誹撥一切因故。

此中何理、唯不至同故、雖因相相應、亦不名因。如是何理、唯在所立前不得因名故、即非能立¹⁾。

又於此中有自害過、遮遣同故²⁾。

如是且於言因及慧所成立中有似因闕。於義因中有似不成、非理誹撥諸法因故。如前二因於義所立俱非所作能作性故、不應正理³⁾。

若以正理而誹撥時可名能破⁴⁾。

- 1) Cf. PSV 170a⁸-b²: 'di dag kyang gtan tshigs ma tshang ba'i gzugs brnyan yin te / gang gi phyir dpe brjod pa dang bcas pa'i gtan tshigs thams cad rigs pa ma yin pas 'gog pa'i phyir ro // gang zhing ma phrad pa tsam du chos mthun pas gtan tshigs kyi mtshan nyid dang ldan pa yang gtan tshigs ma yin pa nyid du 'gyur ba zhes bya ba dang / de bzhin du bsgrub bya las sngar gtan tshigs bstan pa tsam mi rnyed pa'i phyir zhes bya ba 'di la rigs pa ci yod / 北川 [14] fn. 672.
- 2) Cf. PSV 170b²: dag (read dgag or 'gag according to Kitagawa) pa mtshungs pa'i phyir 'di la rang gsod pa'i nyes par 'gyur ro // 北川 [14] fn. 672.
- 3) Cf. PSV 170b²⁻⁴: de ltar re zhig tshig gtan tshigs yin la blo bsgrub par bya ba yin na tshul gsum pa'i gtan tshigs ma tshang bar snang ba nyid yin no // don rtags yin na ma grub snang // (PS VI.4a) gang gi yang don gtan tshigs yin na de'i tshe tshig ma bkag pa'i phyir de'i don ni ma grub par snang ba nyid yin

te / snga ma bzhin du chos rnams thams cad kyi gtan tshigs rigs pa ma yin pas bkag pa'i phyir ro // 北川 [14] fn. 672. Tucci [4] fn. 119 refers to NV p. 536: iyañ ca jātiḥ sarvahetvapavādvārikā yadi jñāpako hetur apadīśyate, tathāpi yadi kārakas tathāpiti.

- 4) Cf. PSV 170b⁴⁻⁵: gtan tshigs gnyis kyis kyang don bsgrub par bya ba la de dag rgyu dang 'bras bu ma yin pa'i phyir 'di ni rigs pa ma yin no // rigs pas 'gog par byed pa ni sun 'byin par 'gyur ba yin no // Tucci [4] fn. 120; 北川 [14] fn. 672.

〔和訳〕 今回の場合も、先 [§ 10.8 参照] と同様に [他の論理学者と説く] 順序が異なるのは、[〈至・非至相似〉 〈非因相似〉 は] とともに 〈証因支の欠如 [という批判] に似て非なるもの〉 と呼ばれるからである。何故 [そう呼ばれる] かというと、道理もなくすべての証因を否定するからである。

ここに如何なる道理があろうか。ただ 〈不至〉 の点だけで同じという理由から、証因の三相を備えているにもかかわらず、証因と名付けないのには、又、これは如何なる道理か。ただ立証されるべきものより前に存在するものは、証因とは呼ばれないという理由から、立証するものではないとするのは。

さらに、ここには自己否定の誤謬がある。〔対論者が駆使する論難は、そのまま自身に適用され、それを〕 否定する点では同じであるから。

以上、まず、言葉が証因であり、知識が立証されるべきものである [と見なされた] 場合に、〈証因支の欠如 [という批判] に似て非なるもの〉 がある。

対象（義 artha）が証因である [と見なされた] 場合には、〈不確立の証因 [の批判] と似て非なるもの〉 がある。道理もなくすべてのものの証因を否定するからである。

上述の [言葉と対象という] 二種の証因は、対象が立証されるべきものである [と見なされる] 場合に、[証因と立証されるべきものとの間に] 因果関係は成立しないから、〔対論者の論難は〕 まさしく不合理である。

道理をもって [相手を] 否定する時はじめて、〈論破〉 (dūṣaṇa) と呼ぶことが出来る。

〔注記〕 〈至・非至相似〉〈非因相似〉は、ともに一見論証における証因支の欠如を指摘しているようにみえるが、実際には如何なる証因も認めない間違った論難であり、正しい論破とは見なせない、というのが Dignāga の批判の要点であろう。

Jinedrabuddhi の復注によると、対論者の論難を論破と見なせば、論破とその対象との間に、至っても至らなくても論破とならない、或いは、三時にわたって論破とならないというふうに、まったく同じ批判が適用されるから、自己否定となるのである。（J注 334a 北川〔14〕p. 287 参照）

最後に Dignāga は、(1a)証因が「煙あるが故に」等の言葉である場合、(1b)煙等の対象である場合、(2a)立証されるべきものが「あの山に火がある」等の知識である場合、(2b)山の火等の対象である場合に分けて考察している。

まず、(1a)(2a)の組み合わせの時、つまり「煙あるが故に」という言葉によって、「あの山に火がある」と知られると見なされる時、上述のような議論となる。言葉としての証因の非存在を指摘する対論者の批判は、〈証因支の欠如という批判に似て非なるもの〉という論難になる。しかし、(1b)(2a)の組み合わせの時、つまり煙そのものによって「あの山に火がある」と知られると見なされる時、対論者の批判は、一見証因が基体に存在しないという〈不確立〉の誤謬を指摘するように見えて、そうではない論難となる。

他方、(1a)(2b)、(1b)(2b)の組み合わせにおいては、山の火という対象を「煙あるが故に」という言葉にせよ、煙そのものにせよ、因果的にもたらすことは出来ない、Dignāga は指摘する。言葉が対象をもたらすことも、煙が火をもたらすこともないからである。従って、山の火等の具体的な対象が立証されるべきものと考えられる限りは、証因とその対象との間に因果関係を前提とする対論者の批判は的外れである。両者の関係は、知らしめるものと知られるものとの関係以外はありえない。前節で言及した『如実論』の議論と同様に、証因は因果的な原因ではなく、知らしめるもの (jñāpaka) であることが前提となっている。

- 10.16. 説前無因故 應無有所立
 名無説相似¹⁾ 生無生亦然。²⁾ <K. 25>
 所作異少分 顯所立不成
 名所作相似³⁾ 多如似宗説。 <K. 26>

- 1) = PS VI. 5a-c₁: brjod pa las sngar rtags med pas // bsgrub bya med par thal bar 'gyur ba // ma brjod mtshungs 'gyur // Tucci [4] fn. 121; 北川 [14] fn. 688.
 2) Cf. PS VI. 6a-c₁: skye ba las sngar rtags min phyir // ma grub bzlogs rag dag ni // ma skyes mtshungs te / 北川 [14] fn. 702.
 3) = PS VI. 7a-c: kāryatvānyatvalesēna yat sādhyāsiddhidarsanam / tat kāryasamam (= PVBh p. 44, TSP p. 61, NVT p. 693, PKM p. 275) 宇井 [3] p. 516; Tucci [4] fn. 121; Hattori [11] Frag. 13; 北川 [14] fn. 719.

〔和訳〕 言葉で言い表わす前に証因は存在しないから、[それによって]立証されるべきものも存在するはずがない[と批判する]のが、〈無説相似〉と呼ばれる。〈生・無生相似〉も同様である。〈K. 25〉

結果性が異なるというわずかな点によって、[結果性という証因は音声の無常性という]立証されるべきものを確立しないと、明らかにするのが〈所作相似〉と呼ばれる。[以上は]概して、主張の主題の誤謬を指摘するのに類似している。〈K. 26〉

〔注記〕 ここに挙げられる〈無説相似〉〈生・無生相似〉〈所作相似〉は、すべて『如実論』(大正1633 pp. 32c-33a, 33c-34a)にパラレルがみられ、後の二つは、NS 5. 1. 12-13 (anutpattisama) 5. 1. 37-38 (kāryasama) と対応する。個々の解説は、以下の節に譲る。〈無生相似〉の別名〈生・無生相似〉は、ほかでは見られないようであるが、〈至・不至相似〉の analogy であろう。

「似宗」(pakṣābhāsa) という語は、後の注釈からして〈間違った主張〉のことではなく、主張の主題 (pakṣa) の誤謬を意味している。

10.17. 「説前無因故應無有所立名無説相似」者、謂有説言如前所立、若由此因證無常性、此未説前都無所有、因無有故應非無常。如是名為「無説相似」¹⁾。

1) Cf. PSV 171a¹⁻²: dpe snga ma bzhin du byas nas gal te mi rtag pa brjod pa 'di las sngar gtan tshigs 'di yod pa ma yin pa'i phyir gtan tshigs med pas rtag par thal ba zhes bya ba 'di ni ma brjod pa dang mtshungs pa yin no // 北川 [14] fn. 689.

〔和訳〕 「言葉で言い表わす前に証因は存在しないから、[それによって]立証されるべきものも存在するはずがない[と批判する]のが、〈無説相似〉と呼ばれる。」とは、すなわち、ある[対論]者が[音声は無常であるという]前と同様の主張内容に関して、つぎのように批判する場合である。

「もしこの[意志的努力の所産性という]証因によって無常性を確立するのであれば、これ(証因)が言葉で言い表わされる前には[証因もその対象も]何も存在しない。証因が存在しないのだから、[立証されるべき音声]が無常であるはずもない。」

このような[論難]を〈無説相似〉と呼ぶ。

〔注記〕 対論者の論難の要点は、「意志的努力の所産であるから」という証因を述べてはじめて音声の無常性が明らかにされるのであれば、音声は元來常住であることになろう、というものである。ここにも証因と因果的な原因が混同されていることはいうまでもない。

10.18. 「生無生亦然」者、生前無因故無所立、亦即説名「無生相似」。言「亦然」者、類例聲前因無有故、應無所立。今於此中如無所立、應知亦有所立相違。¹⁾

謂有説言如前所立、若如是聲未生已前無有勤勇無間所發、應非無常。又非勤勇無間所發、故應是常。如是名為「無生相似」²⁾。

1) Cf. PS VI. 6a-c, quoted above §10.16.

2) Cf. PSV 171a⁶⁻⁷: dpe snga ma bzhin du byas nas gal te skye ba las sngar sgratsol ba las byung ba ma yin pa'i phyir mi rtag par <ma> (according to Kitagawa's emendation) 'gyur la / rtsol ba las ma byung ba'i phyir rtag par yang 'gyur ro zhes bya ba 'di ni ma skyes par mtshungs pa yin no // 北川 [14] fn. 705.

〔和訳〕 「〈生・無生相似〉も同様である。」とは、〔論証の基体が〕生じる以前に証因は存在しないから、〔それによって〕確立されるべきものも存在するはずがない〔と批判する〕のを名付て、〈無生相似〉と呼ぶのである。「も同様である」とは、〔論証の基体である〕音声の〔生じる〕以前に〔意志的努力の所産性という〕証因は存在しないから、〔それによって〕確立されるべきものも存在するはずがないという点で〔〈無生相似〉と〕類似するという意味である。今この場合には、立証されるべきものが存在しないのと同様に、立証されるべき事（無常性）と相反すること（常住性）になると知るべきである。

すなわち、ある〔対論〕者が〔音声は無常であるという〕前と同様の主張内容に関して、つぎのように批判する場合である。

「もしこのような音声が無常でない前には、意志的努力の所産ではないとするなら、〔音声は〕無常ではありえない。逆に、意志的努力の所産でないのだから、当然常住であるはずだ。」

このような〔論難〕を〈無生相似〉と呼ぶ。

〔注記〕 〈無生相似〉は、先の〈無説相似〉とまったく同じ構造を取ると見なされている。NS および NBh において anupattisama のみが言及されて、〈無説相似〉が挙げられないのも肯かれる。

なお、『如実論』では、対応する〈未生難〉は、〈義至難〉（＝義准相似 arthāpattisama）と類似する点が指摘されている。（大正1633 pp. 33c-34a）Uddyotakara が同説を引用し批判することが注意される。NV P. 539 :

apare tu prāgutpatteḥ kāraṇābhāvād ity ukte arthāpattisamaiveyam
iti, prāg utpatteḥ prayatnānantariyakatvasyābhāvād arthād

aprayatnānantarīyako 'prayatnānantarīyakatvāc ca nitya iti krte
uttaram brūyāt nāyam niyamo 'prayatnānantarīyakam nityam iti
/ trayī hi tasya gatiḥ kiñcin nityam ākāśādi kiñcid anityam vidyudādi
kiñcid asad eva ākāśakusumādi/

10.19. 「所作異少分顯所立不成名所作相似」者、謂所成立「所作性故、猶如瓶等、聲無常」者、若瓶有異所作性故可是無常、何豫聲事。如是名為「所作相似」¹⁾。

1) Cf. PSV 171b¹⁻²: dper na byas pa'i phyir bum pa bzhin du sgra mi rtag go zhes bya ba la / gal te bum pa gzhan gyi 'bras bu yin pas byas pa yin na // 'dir sgra las ci ltar 'gyur zhes bya ba ni 'bras bu mtshungs pa'o // 北川 [14] fn. 722.

〔和訳〕 「結果性が異なるというわずかな点によって、〔結果性という証因は音声の無常性という〕立証されるべきものを確立しないと、明らかにするのが〈所作相似〉と呼ばれる」とは、すなわち、主張内容が「結果であるから、例えば瓶等のように、音声は無常」である場合、もし〔対論者が〕「瓶は〔音声とは〕異なる結果性を持つから、無常でありえようが、どうしてそれが音声についても当てはまることになるのか？」と言うのが、〈所作相似〉と呼ばれる。

〔注記〕 ここでは、次のような論証式が想定されている。

(31) 〈主張〉「音声は無常である」

〈証因〉「結果であるから」

〈喩例〉「例えば、瓶等のように」

この論証式にたいして、反論者が「同じように結果といっても、瓶が作られるプロセスと音声が発生されるプロセスではまったく異なるから、両者に同じ「結果性」を認めることは出来ない。したがって、瓶の結果性という証因によって、音声の無常性を論証することは出来ない」と批判するのが、〈所作相似〉

という論難である。

Vācaspatimīśra は、当該の Dignāga 説を紹介するとともに、Dharmakīrti の PV II . 14 = 16 の kāryasama の定義を引用している。

NVT (Calcutta Skt. Series p. 1151 : yena tu kāryasamā jātir anyathaivoktā, tad yathā anityaḥ śabdaḥ kṛtakatvād ghaṭavad ity ukte anyad mṛt-piṇḍādikāryatvaṁ ghaṭasya, anyac ca vivakṣāprayatnavāyupreraṇābhghāta-kāryatvaṁ śabdasya ; tasmāc chabdakṛtakatvasya ghaṭādikṛtakatvād bhedaṁ na sādhanam kṛtakatvam anityatvasyeti / seyaṁ kāryānyatvena pratyavasthānāt kāryasameti / tadāha —

kāryatvānyatvalesena yat sādhyāsiddhidarśanam / tat kāryasamam iti bhadantenoktam / kīrtir apy āha —

sādhyenānugamāt kārya (read kārye) sāmānyenāpi sādhanē / sambandhibhedād bhedoktir (read bhedokti-) doṣaḥ kāryasamo mataḥ // iti /

〈論難〉に対してあまり関心を示さない Dharmakīrti の数少ない用例の一つとして注目されよう。

10.20. 「多如似宗説」者、如是無説相似等多分如似所立説。謂如不成因過。

「多」言為顯或如似餘。

今於此中無説相似增益比量。謂於論者所説言詞立無常性、難未説前因無有故、此似不成¹⁾。

或因因闕、謂未説前益能立故。若於此中顯義無有、又立量時若無言説、可成能破。

無生相似、聲未生前增益所立、難因無故、即名似破。若成立時顯此是無、可成能破²⁾。

若未生前以非勤勇無間所發難令是常、義准分故、亦似不定³⁾。

所作相似及有三種。若難瓶等所作性於聲上無、此似不成。若難聲所作性於瓶等無、此似相違。若難即此常上亦無、是不共故、便似不定⁴⁾。

或似喻過、引同法故⁷⁾。何以故、唯取總法建立比量、不取別故。若取別義決定異故、比量應⁸⁾無。

- 1) Cf. PSV 171a²⁻⁴: 'di la yang /sgro btags nas // smra ba po'i ngag gis sgrub byed pa // ma grub pa ltar snang / (PS VI. 5 c₂-e₁) rjes su dpag pa snga mas rang las nges pa bzhin du smra ba pos don gyis gzhan la brjod pa na de med na mi 'grub pa nyid du 'gyur na /gzhan ni smra ba po'i tshig gis don 'grub par sgro btags nas brjod pa las sngar de med pas don ma grub par rtsod par byed pa de'i phyir / 'di ni ma grub pa ltar snang ba yin no // 北川 [14] fn. 691.
- 2) Cf. PSV 171a⁴⁻⁵: yang na /nyung bar snang // brjod pa las sngar sgrub byed pa // (PS VI. 5e₂-f) sgrub byed du sgro btags pa'i phyir gtan tshigs ma tshang ba <ltar snang ba> (according to Kitagawa's emendation) yin no // sgrub par byed pa'i dus su gtan tshigs ma brjod pas gtan tshigs ma tshang bar 'gyur na /brjod par las sngar 'di sgrub par byed pa ni ma yin no // 北川 [14] fn. 695.
- 3) Cf. PSV 171a⁷⁻⁸: de la skye ba las sngar sgrub byed du sgro btags pa'i phyir ma grub par snang ba yin no // sgra skyes pa ni rtsol ba las byung ba'i phyir 'jig pa nyid du bsgrub par bya ba yin la /de de'i tshe yod pa yang yin no // 北川 [14] fn. 709. なお、「増益所立」は、この PSV の該當句と比較すると、「増益能立」の誤りであろう。Cf. Jinedrabuddhi (Peking) 336a²⁻³.
- 4) Cf. PSV 171a^{8-b}: rtsol ba las ma byung ba'i phyir shugs kyis rtag par sgro 'dogs na ni ma nges par snang ba yin no // 北川 [14] fn. 714.
- 5) Cf. PS VI. 7c₂-d: etat tu tridhā vaktrabhisandhitah See §10.16 note 3).
- 6) Cf. PSV 80a¹⁻²: gal te smra ba po'i 'bras bu nyid sgra la med do zhes rtsod na ni de'i tshe ma grub pa ltar snang ba'o // 'on te sgra'i 'bras bu nyid bum pa la sogs pa'i mi rtag pa la med do zhes rsod pa'i lta na 'gal ba ltar snang ba'o // de ste de nyid rtag pa la yang med do zhe na ni thun mong ma yin pa yin pa'i phyir / ma nges pa ltar snang ba'o // (Cf. 171b²⁻³) 北川 [14] fn. 725.
- 7) Cf. PSV 80a²⁻³: yang na chos mthun pa bstan pa'i phyir /dpé i skyon ltar snang ba'o // 北川 [14] fn. 728. Also cf. Jinedrabuddhi (Peking) 336b²⁻³: chos mthun pa nyid du nye bar blangs pa nyid kyi phyir te /chos mthun pa nyid du nye bar blangs pa'i bum pa la byas pa nyid med do //
- 8) Cf. PSV 80a³: ci'i phyir zhe na /chos kyi spyi bzung nas rjes su dpog par byed pa yin gyi /de'i bye brag las ni ma yin te /de'i don so sor nges pa nyid kyi rjes su dpag pa med pa thal bar 'gyur ba'i phyir ro // 北川 [14] fn. 732.

[和訳] 「[以上は] 概して、主張の主題の誤謬（似宗 pakṣābhāsa）を指

「摘するのに類似している」とは、以上の〈無説相似〉等は概して立証されるべき〔主張の主題〕の誤謬を指摘するのに類似している。すなわち、〔主張の主題が〕〈不確立〉という証因 (asiddha-hetu) の誤謬〔を指摘するの〕に類似している。「概して」という語は、また他の誤謬〔を指摘するの〕にも類似している点を明らかにするためである。

さて、この中で〈無説相似〉は、推理を誤って解釈しているものである。すなわち、立論者が述べる〔「結果であるから」等の証因を表わす〕言葉が無常性を確立すると〔誤って解釈〕して、〔対論者が〕「未だ言葉で言い表わす前に証因は存在しないから〔立証されるべきものも存在するはずがない〕」と批判するのは、〔主張の主題が〕〈不確立〉〔という論破〕に似て非なる〔論難〕である。

あるいは、〈証因支の欠如〔という批判〕に似て非なるもの〉である。〔証因が〕言葉で言い表わされる前にも〔既にその対象を〕確立するものであると〔立論者は見なすと、対論者が〕誤って解釈しているからである。

この場合、〔立論者の説く証因〕そのもの(義)が存在しない時、もしくは立証時に〔証因が〕言葉で言い表わされていない時には、〔対論者の批判を〕〈論破〉と見なすことが出来る。

〈無生相似〉は、音声未だ生じない以前にも〔既にその対象を〕確立するものであると〔立論者は見なすと、対論者が〕誤って解釈して、「証因が存在しないから〔立証されるべきものも存在するはずがない〕」と批判するのは、〈間違った論破〉 (dūṣaṇābhāsa) と呼ばれる。もし〔立論者が実際に言葉で〕論証する際に、〔対論者が証因は〕存在しないと明らかにするなら、〔対論者の批判を〕〈論破〉と見なすことが出来る。

もし〔音声未だ生じない以前には意志的努力の所産ではないという理由から、〕〔対論者が〕含意(義准分 arthāpatti)によって、「これ(音声)は常住に違いない」と批判するのは、〈不確定〔の批判〕に似て非なるもの〉 (anaikāntikābhāsa) である。

〈所作相似〉には三種ある。(1)もし〔対論者が〕〔「実例である」瓶などにあ

る〈作られたものであるという性質〉は、〔主張の主題である〕音声にはない」と批判するなら、これは〈不確立〔の批判〕に似て非なるもの〉(asiddhābhāsa)である。(2)もし〔対論者が〕「音声にある〈作られたものであるという性質〉は、瓶などにはない」と批判するなら、これは〈相容れない〔証因という批判〕に似て非なるもの〉(viruddhābhāsa)である。(3)もし〔対論者が〕「これ（作られたものであるという性質）は常住なものにもない」と批判するなら、この〔証因〕は、〔同類例・異類例いずれにも見出されない〕ユニークなもの(asādhāraṇa)であるから、〈不確定〔の批判〕に似て非なるもの〉(anaikāntikābhāsa)である。

あるいは、〈間違った喩例〔の批判〕に似て非なるもの〉である。〔瓶を〕類似〔の喩例〕として挙げて〔いながら、主題である音声との間に類似性を認めない〕からである。何故かと言うと、唯単に共通性（總法 sāmānya）を捉えて論証を行なうのであって、特殊（別 viśeṣa）を捉えて行なう事はないからである。特殊を捉えれば、〔個々の〕対象は〔それぞれ〕全く異なるから、論証は不可能になってしまう。

〔注記〕 「似宗」という語は、一見〈間違った主張〉を意味するようであるが、ここでは「宗」は、〈主張の主題〉の意味で用いられていると考えねばならない。Dignāgaの体系では pakṣa の語は三義で用いられる。(1)主張の主題、例えば「山」、(2)それを限定するところの論証されるべき属性、例えば「火」、(3)その両者の統合である主張そのもの、例えば「あの山に火あり」の三義である。（前稿〔一〕 pp. 121-122 参照）いまここでは、〈無説相似〉〈無生相似〉〈所作相似〉の三者とも、なんらかの意味で主張の主題の非存在を指摘していると理解されているのであろう。後に言う āśrayāsiddha という〈間違った証因〉に該当するのである。（前稿〔一〕 pp. 124-125 参照）

〈無説相似〉も〈無生相似〉も証因を因果的な原因と混同する者が対論者となっている。〈無説相似〉の場合、証因が説かれる以前には、それによって確立されるべきものも存在しないので、〈主張の主題の不確立〉という誤謬にな

ると、対論者は指摘するが、立論者の主張が正当である限り、間違っただ指摘である。先の〈至・非至相似〉等と同様に、対論者が間違っただ証因支の欠如〉という誤謬を指摘しているのとすることもできる。PSVでは、さらに〈喩例支の欠如〉を指摘しているともとれるという。(北川 [14] p. 295-296 参照)

〈無生相似〉の場合、上と同様に対論者が間違っただ不確立〉の誤謬を指摘しているのとれるが、「意志的努力の所産であるから、無常である」から含意によって「意志的努力の所産でないから、常住である」が導かれると、対立する主張を間違っただ提出するから *viruddhāvyaḥicārin* という〈不確定〉の誤謬を間違っただ指摘していることにもなる。 $P \rightarrow Q$ が $\sim P \rightarrow \sim Q$ を含意しないこととはいうまでもない。

〈所作相似〉の三種はいずれも、主題の属性である無常性と実例の属性である無常性とは、異なる個物に属する故に全く異なると、対論者が考える点に、誤った論難となる原因がある。*Dignāga* は、推理・論証が可能なのは個々の対象や特殊からなる実在の世界ではなく、複数の個物に共通な普遍からなる概念の世界であることを明らかにしている。(前稿 [二] pp. 127-128 前稿 [五] pp. 82-83参照) 以下の TSP p. 61 の注釈も参照に値する。

yathoktam—”kāryatvānyatvalesēna yat sādhyāsiddhidarsanam tat kāryasamam” iti / yataḥ kāryatvasāmānyam eva grhītvānityatvānumānam iṣyate, na viśesam / tena sāmānyena sādhanē ’bhīṣṭe dharmaviśeṣavikalpe yad uttaram tat kāryasamam jātyuttaram iti vyavasthitam / etac ca dharmabhedena vikalpanam, ato jātyuttaram iti //

〈所作相似〉(1)は証因が主題にないと間違っただ批判するから、*asiddhābhāsa* の論難である。(2)は証因が同例群にないなら、異例群にあるはずで、相容れないことを立証することになると間違っただ批判するから、*viruddhābhāsa* の論難である。(3)は所が同例群にも異例群にもないから、いずれとも確定しがたいと間違っただ批判するから、*asādhāraṇānaikāntikābhāsa* の論難である。

10.21. 俱許而求因 名生過相似

此於喩設難 名如似喩設。¹⁾ 〈K. 27〉

「俱許而求因名生過相似」者、謂有難言如前所立、瓶等無常、復何因證。²⁾

「此於喩說難名如似喩說」者、謂瓶等無常俱許成就、而言不成。似喩難故、如似喩說。³⁾

- 1) Cf. PS VI. 20a-c: 'dod pa la yang gnyis dag la // gtan tshigs len pa thal ba mtshungs // dpe ltar snang ba bzhin 'di yin // Tucci [4] fn. 130 ; 北川 [14] fn. 881, 884.
- 2) Cf. PSV 174b¹: dpe snga ma bzhin du byas pa la re zhid bum pa kho na mi rtag pa zhes bya .ba 'di gtan tshigs ci zhid yod / 北川 [14] fn. 882.
- 3) Cf. PSV 174b²⁻³: bum pa mi rtag par bsgrub pa'i phyir ma grub par rtsod par byed de / gang gi phyir bsgrub bya rjes su 'gro ba med pa'i phyir dpe ltar snang bar rtsod par des na 'di ni der snang ba nyid yin no // 北川 [14] fn. 887.

〔和訳〕〔喩例が論争する双方によって〕認められているにもかかわらず、
〔さらにその喩例を立証する〕証因を追及するのを〈生過相似〉と名
付ける。これは喩例に対する論難であり、〈間違った喩例〉
(drṣṭāntābhāsa) の指摘に類似するものと言うことが出来る。

〈K. 27〉

「〔喩例が論争する双方によって〕認められているにもかかわらず、〔さらにその喩例を立証する〕証因を追及するのを〈生過相似〉と名付ける」とは、すなわち、ある〔対論〕者が〔音声は無常である、意志的努力の所産であるから、瓶の如しという〕前と同様の主張内容に関して、次のように批判する場合である。

「〔喩例である〕瓶等が無常であることは、また如何なる証因によって立証されるのか？」

「これは喩例に対する論難であり、〈間違った喩例〉を指摘するのに類似するものと言うことが出来る」とは、すなわち、瓶等が無常であることは、〔論争する双方によって〕認められていて立証されているにもかかわらず、〔対論者が〕〔立証されていない〕というのは、〔一見〕〈間違った喩例〉に対する論難のようであるから、〔今のように正当な喩例に対しては〕〈間違った喩例〉

を指摘するのに類似している [ものと言うことが出来る]。

〔注記〕 〈生過相似〉は、間違って喩例の正当性を追及する論難である。喩例とは、論争する当事者双方がともに認めてはじめて有効なものである。したがって、喩例の正当性に一方的に疑義を唱えるのは、一見喩例の誤謬を指摘しているように見えて、実はそうでないものと見做されねばならない。

〈生過相似〉のパラレルは、NS 5. 1. 9-10の *prasāṅgasama* と、『如実論』(大正1633 p. 33a)の〈顯不許義難〉に見られる。また、NS 5. 1. 5の *sādhyasama* とも対比されるべきである。

梶山教授に従って、〈誤難〉の原語を *prasāṅgajāti* と想定するなら、〈生過相似〉は、恐らく最もプリミティブな〈誤難〉であると言えよう。ナーガールジュナが愛好し、NS 1. 2. 8 等に現われる *sādhyasama* という *hetvābhasa* にその起源を求められるのではないだろうか。*sādhyasama* については、御牧克己氏の「インド・チベット論理学における「所証相似」の問題」(『哲学研究第 550 号』)に詳しく論じられている。

10.22. 無常性恒隨 名常住相似
此成常性過 名如宗過説。¹⁾ 〈K. 28〉

謂有難言、如前所立「聲は無常」、此應常與無常性合、諸法自性恒不捨故、亦應是常。此即名為「常住相似」²⁾。

是似宗過、增益所立無常性故。以於此中都無有別實無常性依此常轉。即此自性本無今有暫有還無、故名無常。即此分位由自性緣名無常性、如果性等³⁾。

1) Cf. PS VI. 4 b-d: mi rtag 'brel phyir rtag par brjod // rtag nyid thal te 'di la yang // phyogs kyi skyon ltar snang ba yin // Tucci [4] fn. 131; 北川 [14] fn. 677.

2) Cf. PSV 170b⁵⁻⁶: dper na sgra mi rtag ces bya ba de'i mi rtag pa nyid dang ldan pas rtag par 'gyur te / chos rnam ni mi 'pho ba'i rang bzhin can yin pa'i phyir ro // des na rtag pa nyid yin no zhes bya ba 'di la ni rtag par mtshungs

pa'i ltag chod yin no zhe na / 北川 [14] fn. 685

- 3) Cf. PSV 170^{e-g}: 'di yang dam bca' ba'i skyon ltar snang ba yin no // mi rtag pa nyid sgro btags pa'i phyir te / gang mi rtag pa nyid 'jug par 'gyur pa de la mi rtag pa nyid dang ldan pa gzhan ni yod pa ma yin no // dngos po de nyid ma byung ba las byung ba dang / byung nas kyang med par 'gyur ba la / mi rtag pa zhes pa brjod pa yin te / 'bras bu nyid la sogs pa bzhin du gnas skabs de med par rtogs pa ni mi rtag pa nyid yin no // 北川 [14] fn. 685 Tucci [4] fn. 132 refers to NV p. 283 : ye punar varṇayanti sa eva bhāvo abhūtvā bhavan bhūtvā cābhavann anitya ity ucyate sā cāvasthā bhāvapratyayenānityatety abhidhiyate.

[和訳] 無常性が常に随伴するという [批判] が〈常住相似〉と呼ばれる。これは、[主張の主題である音声が無常ではなく] 常住になるという誤謬を確立するから、〈主張の誤謬〉の指摘に類似するものと呼ばれる。

〈K. 28〉

すなわち、ある [対論] 者が、「音声は無常である」という前と同様の主張内容に関して、次のように批判する場合である。

「これ (音声) は常に無常性と結び付くはずである。諸存在は本質を決して捨てることはないからである。[従って、] 又 [音声は] 常住でなければならない。」

これがすなわち〈常住相似〉と呼ばれる。

これは〈主張の誤謬〉の指摘に似て非なるものである。立証されるべきものである無常性を誤って [ポジティブなものとして] 解釈しているからである。今の場合 [音声という] 何か別の実体があって、無常性はこれに依存して常に存在するということでは決していないのである。つまり、このもの (音声) が、本来存在せず、現在存在し、暫く存在した後、無に帰すから、「無常である」と言われるのである。すなわち、この状態を〈存在の接尾辞〉 (自性縁 bhāvapratyaya) を用いて、「無常性」と名付ける事が出来るのである。丁度「結果性」等と同様に。

[注記] 〈常住相似〉のパラレルは、NS 5. 1. 35-36『如実論』の〈常難〉

（大正1633 p. 34a）に見出される。その要点は、無常性という本質が主題である音声に常にあるとするなら、音声は常住なものでなければならないということである。これは一見「音声は無常である」という主張の誤謬を指摘しているように見えるが、的外れである。音声という実体に、無常性という本質が所属すると考える対論者の立場からすれば、このような議論も成り立ちうる。しかし、Dignāga の存在論からすれば、音声と別に無常性という本質があるわけではない。音声が無常であるという一つの事実があるにすぎない。彼にとって、常住な本質とは、我々の概念的思惟の産物にしかすぎないのである。なお、bhāvapratyaya に関する詳細な研究として、小川英世氏の「Kaṇḍabhaṭṭa の bhāvapratyaya 論」（『広島大学文学部紀要』第45巻）がある。

11. 如是過類足目所説、多分説為似能破性、最極成故、餘論所説亦應如是分別成立。即此過類但由少分方便異故、建立無邊差別過類、是故不説、如即此中諸有所説增益損減有顯無顯生理別喻品類相似等、由此方隅皆應諦察及應遮遣。諸有不善比量方便作如是説展轉流漫、於此餘論所説無窮、故不便説。

1) Cf. PSV 174b³: ji ltar ltag chod 'di rnam ni ma tshang ba la sogs par snang ba nyid kyis lan du mi rigs par bshad pa de bzhin du gzhan 'phel ba dang ' greb pa mtshungs pa la sogs pa rnam la yang / sbyor pa 'i khyad par cung zad tsaṃ las 'di dag kho na khyad par mtha yas par 'byung ba yin no // Also cf. PSV 176b² ff.

〔和訳〕 以上の〈誤難〉は、[Nyāyasūtra の著者である] Aksapāda（足目）の説くところであり、概して〈論破に似て非なるもの〉であるとされる。〔世間一般に〕よく知られているところであるから。他の論書に説かれるものも、同様に分析し、〔間違っただけであると〕確立すべきである。ところで、これらの〈誤難〉はほんのわずかなフォーミュラの違いに従って、無数の違った〈誤難〉を立てることが出来る。だから、〔本書ではそれらをすべては〕説明

しなかったのである。すなわち、そこにおいて彼らが説くところの〈増益相似〉〈損減相似〉〈有顯相似〉〈無顯相似〉〈生理相似〉〈別喩相似〉〈品類相似〉等は、すべて以上の方法で吟味考察し、否定すべきである。フォーミュラの間違った論証によって、以上言及したような説をなし、うろうろといたずらに時を過ごすもの達がいるが、他の論書に説かれるものには限りがない（無窮 *anavasthā*）から、本書においていちいち説明することはしない。

〔注記〕 前稿〔六〕 pp. 43-46にあげたように、NS や『如実論』等には種々の〈誤難〉が見られるが、それらはいずれもわずかな形式的な違いでしかないので、考察の対象とはならないとされる。〈増益相似〉以下は、NS の *utkarṣa-*, *apakarṣa-*, *varṇya-*, *avarṇya-*, *upapatti-*(?), *pratidṛṣṭānta-*, *prakaraṇasama* と対応するのであろう。

12. 又於負処旧因明師諸有所説、或有墮在能破中攝、或有極僂、或有非理如詭言類、故此不録。

餘師宗等所有句義、亦應如是分別建立。如是遍計所執分等不應理、違所説相、皆名無智、理極遠故。又即此類過失言詞、我自朋屬『論式』等中多已制伏。又此方隅、我於破古因明論中已具分別、故應且止。

為開智人慧毒業 啓斯妙義正理門

諸有外量所迷者 令越邪途契眞義。〈K. 29〉

- 1) 三本、宮本によって、「即」の字を補う。宇井博士は、「復」を補う。

〔和訳〕 〈敗北する立場〉（負処 *nigrahasthāna*）に関して、過去の論理学者達が説くうち、あるものは〈論破〉に含まれるはずであり、あるものはきわめて粗雑であり、あるものはまったく非論理的である。詭弁の類であるから、本書では取り上げなかった。

他の学者が説く「（確立された）主張」(*siddhānta*?)等のあらゆるカテゴリー（句義 *padārtha*）についても、以上のように分析し、〔不合理なもの

であると] 確立すべきである。このように唯単に想像によって立てられたものは、不合理であり、これまでに説かれた [論理学の正しい] 定義に違反するから、無知に他ならない。道理を遠く逸脱しているからである。さらに、この種の間違った [論理学上の] 概念は、既に我派の [Vasubandhu 師の] 『論式』 (Vādaividhāna) 等においてたいてい否定されている。又、その方法は、古い論理学を否定する自著において、既に詳しく分析したから、[本書において] 述べる必要はない。

賢き人々から知恵の毒薬を取り除くために、この意義深い「正しい論理への門」を開き、他学派の論理に迷う人々をして間違った道を乗り越え、真実に出会わしめる。〈K. 29〉

〔注記〕 〈論難〉と並ぶ古い討論法の術語である nīgrahasthāna は、およそ論理的思弁の対象としては相応しくないものとされる。また、Nyāya 学派等のその他の論理学上の概念は、『論式』および Dignāga の旧著に既に批判しつつされているとのことである。

おわりに

『因明正理門論』の和訳研究を始めてから既に十年の月日が経過した。毎年夏の宿題のつもりで書き続けたために、今読み返すと、訳語や体裁の不統一等気にかかる点が少なくない。又、抜刷に目を通してくださった友人知己から頂いた御注意にも未だ十分に答えていない。いずれ、全面的に手をいれて、出来れば欧文で刊行したいと念願している。その前に、Richard Hayes 氏と協力して PSV PST 各章の working edition を準備したいと考えている。PST がもっと容易に参照出来るようにならない限り、Dignāga 研究の飛躍的な進歩はないと確信するからである。また、未だ邦訳されていない PSV の paramata 部分についても、引き続き和訳研究を行ないたいと思っている。ともあれ、『因明正理門論』の文献学的研究に関する限り、これで一応の成果を挙げたとと思う。

A Study of the Nyāyamukha (VII)

Shoryu KATSURA

— Synopsis —

- | | | |
|---------|---|-------------------------------------|
| 10. 14. | <i>Prāptya</i> <i>prāptisama</i> & <i>ahetusama</i> explained
(Verse 24) | 5a ⁷ – 5a ¹⁸ |
| 10. 15. | <i>Prāptya</i> <i>prāptisama</i> & <i>ahetusama</i> refuted | 5a ¹⁸ – 5a ²⁷ |

(4)

10. 16.	* <i>Anukti-, anutpatti- & kārya-sama</i> enumerated (Verse 25 & 26)	5a ²⁸ – 5b ²
10. 17.	* <i>Anuktisama</i> explained	5b ³ – 5b ⁶
10. 18.	<i>Anutpattisama</i> explained	5b ⁷ – 5b ¹³
10. 19.	<i>Kāryasama</i> explained	5b ¹³ – 5b ¹⁶
10. 20.	The three <i>jātis</i> refuted	5b ¹⁷ – 5c ³
10. 21.	<i>Prasaṅgasama</i> explained & refuted (Verse 27)	5c ⁴ – 5c ⁹
10. 22.	<i>Nityasama</i> explained & refuted (Verse 28)	5c ¹⁰ – 5c ¹⁸
11.	Concluding remarks on <i>jātis</i>	5c ¹⁹ – 5c ²⁶
12.	<i>Nigrahasthānas</i> & other logical categories (Concluding verse 29)	5c ²⁶ – 6a ⁶

This is the final portion of my study of the *Nyāyamukha*. It took me ten years to finish editing and translating this small but difficult work. On this occasion I would like to thank those who have sent me their comments on and corrections of my translations and notes. I promise to publish a revised English version in the future. Meanwhile, I would like to work on what Prof. M. Hahn calls 'working edition' of the *Pramāṇasamuccaya-vṛtti* and *Ṭīkā*, as well as to translate the portions of the *Pramāṇasamuccaya-vṛtti* which have not been touched by Profs. Hattori and Kitagawa. I originally intended to evaluate Dignāga's logical system by using modern symbolic logic. However, my interest on that area has somehow decreased and I will expect someone to take over that task.